

郡山市農山村活性化計画

福島県郡山市

令和2年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	郡山市農山村活性化計画						
都道府県名	福島県	市町村名	郡山市	地区名(※1)	郡山市(市街化区域以外)	計画期間(※2)	令和2年度～令和5年度

目 標 : (※3)

農産物直売所及び地産地消レストランを整備し、地域農林漁業者の雇用・所得機会の創出を図るとともに、当該施設をグリーンツーリズム活動や振興山村等で行われる地域のイベントのPR拠点として位置づけ、農村と都市住民の交流の促進を図る。具体的な目標としては、「第三次郡山市食と農の基本計画」「郡山市6次産業化推進計画」の目標の一つである市内農産物直売所売上額30億円を達成するため、令和5年度の当該施設の売上額8億5千万円を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

郡山市は、福島県のほぼ中央に位置し、安積平野の平坦地を中心に、西は猪苗代湖に接し、東は阿武隈山系、北は安達太良山に達し、市街地の東側を阿武隈川が南北に貫流している。降水量は、1,000mm前後と全国平均より少なく、年間平均気温は12℃前後で年間を通じ乾湿の差が少ない。本地域の総面積は68,834haで、地域が広いため大きく比較的平坦な中部地区と中山間地域がほとんどを占める西部、東部地区に分けられる。西部地区は標高500m以上の準高冷地にあり、気候は冷涼で降雪量も多い。中部地区は、標高250m程度の平坦な郡山市中央の都市近郊地域、東部地区は、阿武隈川東部から阿武隈山系に広がる標高200～480mの起伏の多い丘陵地帯となっており、降雨、降雪量も少ない。本区域は68,834haのうち、耕地が15,709ha、林野が31,674haと区域の約68.8%を農林地が占め、15歳以上の就業者のうち農林漁業従事者の割合が10.2%と高く、農林業が基幹産業として根付いているが、中山間地域の過疎化が進行している。

西部地区に存する湖南町及びそれに隣接する逢瀬町では、農家民宿経営者等が中心となって農業体験等を行うグリーンツーリズム活動が盛んである。また、会津若松市と天栄村に跨る郡山布引高原には、標高約1,000mの山頂に33基の風力発電施設があり、磐梯山と猪苗代湖も一望に出来る立地条件を活用し、ヒマワリ等の播種や農業体験を行う「郡山布引高原フラワープロジェクト」や8月の下旬に大根の収穫体験や各種イベントが楽しめる「布引高原まつり」が開催されている。さらに、全国で4番目の広さの猪苗代湖は夏場には湖水浴が楽しめ、7月の最終土曜日には浜辺でのステージイベントや花火大会が楽しめる「湖まつり」も開催されている。

現状と課題

本市の農業は、地理的、気候的条件から分けられる3地域、西部地区、中部地区、東部地区のそれぞれの特徴を活かし、特色ある農畜産物が生産されており、平成28年の農業産出額は約162億円になっている。

水稻は、本市農業の基幹作物であり、作付面積8,040ha、産出額85億円で本市農業算出額の52.6%を占めている。水稻生産の経営については、生産基盤の整備と担い手への農地集積拡大や新技術の導入によって生産性の向上を図るとともに、米の需給バランスに対応した良質米の生産を奨励している。

しかし、安定した農業経営を目指す一方で、東日本大震災と原子力災害の風評等による農産物価格の低迷や、農業機械、資材価格等の高騰により、農業経営状況は大変厳しいものとなっている。本市は、特に米生産による収入の依存度が高いため、米価の下落は農家の経営に大きな影響を与えている。そのような中、水稻依存型の経営からの脱却を図るため、水田を活用した土地利用型作物や園芸作物等による転作を推進するとともに、需要を拡大して生産意欲を向上させるため農産物直売の機会の拡大が求められている。

今後の展開方向等(※4)

本市の地理的・気象的特性を活かし、多種多様な消費者の需要に対応できるよう園芸作物を中心とした少量多品目の生産体制を整えることができるようJAの営農指導員等を中心とした技術支援体制の強化や周年栽培による農作物の作期の拡大が図られるよう計画的な施設導入の支援等に重点的に取り組む。

地産地消レストランを併設する農産物直売所の開設により、農産物や加工品の販売、食事の提供等により、農家所得向上を図ることで農業の担い手確保や農地の有効利用につなげる。

また、直売所開設予定の西部地区には、田園風景が広がる農村部、山、湖と観光客誘致の資源が数多くあり、既存イベント等の周知・PRに本直売所を活用し、イベント参加者が帰宅途中に直売所で農産物の買い物を楽しむといった相乗効果により農村と都市住民の交流を促進する。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
郡山市	郡山市(市街化区域以外)	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	JA福島さくら	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
郡山市	郡山市(全域)	こおりやま園芸産地づくり支援事業	JA福島さくら	
郡山市	郡山市(全域)	ふるさと田舎体験推進事業	郡山ふるさと田舎体験協議会	主な活動地域は湖南町と逢瀬町

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

全体面積75,720ha 市街化区域6,886.3ha 市街化調整区域20,137.2ha

郡山市(市街化区域以外)	区域面積 (※2)	68,834ha
--------------	-----------	----------

区域設定の考え方 (※3)

①法第3条第1号関係：
 本区域の総面積68,834haのうち田畑の耕地面積は15,709ha、森林の面積は31,674ha、合計47,383haで、農林地が占める割合は68.8%である。
 また、本区域の15歳以上の就労者数32,020人の内農業に従事する者は3,271人と全体の10.2%を占め、県平均の6.2%を大きく上回っており、農
 林業が本市の重要な産業となっていることを裏付けている。

②法第3条第2号関係：
 農林水産物価格の低迷とともに農林水産業所得が減少し地域の基幹産業である農林水産業が衰退するとともに、若年層が都市部へ流出し農
 林水産業の高齢化が進行していることから、地域の活性化のためには交流を進めることが不可欠な区域である。また、少量多品目の園芸作物を
 生産し農産物直売による販売単価を引き上げ、所得の増加により安定した農業経営体の育成と雇用確保が図られ、地域の定住維持につながる
 ものと考えている。

③法第3条第3号関係：
 本区域は、本市全域から市街化区域を除いたものとなっている。また、市街化区域の面積は6,886.3haと本市全体面積の9%と少ないが、人口は
 DID(4,777ha)に71%が集中しており、本地域の過疎化が進行している。

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)		構造(※6)		建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物								
工作物								
計								

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等

農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画期間中は毎年度事業実施主体のJA福島さくらから当該施設の売上額を確認できる資料を提出させ、活性化計画の目標達成状況を確認する。
なお、評価の結果は、評価内容の妥当性等について郡山市農業振興アドバイザーの意見を付して、市公式ウェブサイトにて公表する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領(案)の定めるところによるものとする。